

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第55号	
事故等名	貨物船第十一昭栄丸座洲	
発生年月日時刻	平成20年10月7日 10時20分ごろ	
発生場所	宇部港宇部興産大橋橋梁灯(R3灯)から真方位46° 500m(北緯33° 56' 36" 東経131° 13' 12" 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月15日 門司・地方事故調査官が船舶所有者から事故概況を電話聴取し、海難報告書及び海図を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	貨物船・第十一昭栄丸・334トン 127891 昭栄海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損害	損傷なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、硝酸550トンを載せ、船首3.2m船尾4.2mの喫水をもって、宇部港西港を発し、工業運河入口に至る水路を南下中、平成20年10月7日10時20分ごろ、前方を北上する漁船を避航するため大きく右転したところ、同水路を逸脱して水深約2mの浅所(底質:泥)に底触したものの、浸水等異常が認められなかったので続航した。 当時、潮候は上げ潮の中央期で、潮高は1.95mであった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、浅所状況の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が宇部港内の浅所状況の確認を十分に行わなかったため、同浅所に底触したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	